令和８年（フ）第３５３０号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目７番13号　ナニワ別館　210号、前住所大阪市浪速区敷津東２丁目６番４―701号
債務者　橋本　伸夫
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７４号
大阪市住吉区苅田２丁目16番17―403号
債務者　赤山　和美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９５４号
大阪府豊中市原田元町１丁目22番７号
債務者　平井　龍也
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９５７号
大阪市平野区加美北８丁目19番３―608号
債務者　細田　　豊
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４２号
大阪府高槻市城南町３丁目５番１号
債務者　森井　明久
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０４号
大阪市平野区喜連１丁目４番46号　ベルメゾン平野401号
債務者　生野　一義
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９９号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番10―410号
債務者　稲垣一二三
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０６号
大阪市城東区永田４丁目７番５―407号
債務者　千葉　　卓
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３１６号
大阪府池田市豊島南１丁目４番11号
債務者　田中　　勇
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３２７号
大阪市大正区小林東３丁目17番17号　パールハイツ浜　403号
債務者　砂坂　栄作
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３４６号
大阪市住吉区長居３丁目６番12号　プレアール長居西Ⅱ　502号、前住所大阪市城東区中央１丁目６番23号　マイハイツ・セリガン301
債務者　吉岡　秀敏
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６０号
大阪府高槻市奈佐原４丁目10番１号　新阿武山病院
債務者　福島　春久
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６５号
大阪市淀川区東三国３丁目11番16―515号、前住所大阪府池田市豊島南２丁目４番14号市ハイツ302号
債務者　栗林　秀勝
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４５６号
大阪府茨木市丑寅二丁目５番11号　グリーンハイツＢ棟　201号
債務者　加　あけみ
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９３号
大阪市西成区天下茶屋２丁目23番18―306号
債務者　北野　景信
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５号
長崎県雲仙市国見町神代己177番地
債務者　小畑　真二
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市広田町661番地１　グリーンヒル広田202号
債務者　柿平　弘巳
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係